

日本学術会議会則（抄）

平成17年10月24日
日本学術会議規則第3号

（委員会の委員及び役員）

第28条 委員は、会長が委嘱する。

2 委員は、委員会の承認を得て辞任することができる。

3 委員会には、委員長一名、副委員長一名及び幹事二名を置く。

4 委員長は、委員の互選により選出する。ただし、機能別委員会の委員長は、総会が定める。

5 副委員長及び幹事は、委員会の同意を得て、委員長が指名する。

日本学術会議細則（抄）

平成17年10月4日
日本学術会議第146回総会決定

（常置の委員会の設置）

第10条 機能別委員会は、別表第2のとおり設置することとし、運営に関する事項は、幹事会が定める。

2 （略）

別表第2（第10条関係）

| 委員会名 | 委員長 | 職務 |
|-------|-----|--------------------|
| 選考委員会 | 会長 | 会員及び連携会員の選考（会則第8条） |

（以下略）

選考委員会運営要綱（抄）

平成17年10月4日
日本学術会議第146回総会決定

（組織）

第1 選考委員会（以下「委員会」という。）は、会長、副会長及び各部の4名（うち1名は役員とする。）以内の会員をもって組織する。

日本学術会議法（抄）

昭和23年7月10日
法律第121号

第二十四条 総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。

- 2 総会の議決は、出席会員の多数決による。
- 3 部会及び連合部会の会議については、前二項の規定を準用する。

日本学術会議会則（抄）

平成17年10月24日
日本学術会議規則第3号

（総会の議長等）

第18条 会長は、総会の議長として議事を整理する。

- 2 総会における議決の際、可否同数の場合は、会長がこれを決定する。
- 3 会長は、必要と認められる者の協力を求め、意見を聞くことができる。
- 4 総会は、これを公開する。ただし、必要があると認められる場合、会長は、議決を経て非公開とすることができる。
- 5 会長は、総会の議事録を作成し、閲覧の用に供するものとする。ただし、学術会議の運営上支障があると認める場合、閲覧の用に供しないことができる。

（部会における議決方法の特例）

第22条 部会及び連合部会においては、法第24条第3項が準用する同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、部長が各会員の賛否を確認した上で、部会又は連合部会の議決とすることができる。

（委員会の会議）

第31条 委員会の会議については、法第24条第1項及び第2項並びに第18条（第1項及び第5項を除く。）及び第22条の規定を準用する。

日本学術会議法（抄）

昭和23年7月10日
法律第121号

第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもつて、これを組織する。

- 2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。
- 3 会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。
- 4 補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会員は、再任されることができない。ただし、補欠の会員は、一回に限り再任されることができる。
- 6 会員は、年齢七十年に達した時に退職する。
- 7 会員には、別に定める手当を支給する。
- 8 会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。

補欠の会員の選考手続について（抄）平成18年6月22日
日本学術会議第18回幹事会申合せ

会員が任期満了の途中において定年、死亡、辞職又は免職により退任する場合、その後任者となる者（以下「補欠の会員」という。）の選考手続については、以下に定める要領に従って行うものとする。ただし、補欠の会員の選任は、少なくとも補欠の会員となった者が1回の通常総会に出席できるよう、任期末の前年の10月の総会以前の総会において補欠の会員候補者の承認を行うことができる場合に実施することができる。

1. 幹事会は、前任者の所属部等を考慮して補欠の会員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦を依頼する部を決定する。
2. 会長は、幹事会の決定を受けて当該部に対し、候補者の推薦を依頼する。
3. 依頼を受けた部は、一般の連携会員の中から3人以内の複数の候補者を選定し、別紙様式により選考委員会に推薦する。 依頼を受けた部における候補者の選定に際しては、選出しようとする分野の学問的専門性を踏まえた審議に加え、当該分野に隣接する分野の委員の参画を得て、より多面的な視点から審議を行う。
4. 選考委員会は、前項の推薦に基づいて、順位を付して候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。
5. 幹事会は、前項の名簿に基づいて1人の候補者を選定し、総会の承認を得て、内閣

総理大臣に推薦することを会長に求める。

6. 第3項及び前項において候補者を選定し、並びに第4項において候補者の名簿を作成するに際しては、「第26-27期日本学術会議会員候補者の選考方針」(令和4年4月19日日本学術会議)2.の要件及び3.(2)の観点を考慮する。
7. 本申合せによる選考手続は、補欠の会員を選任する事由が発生した後遅滞なく開始し、適時に総会の承認を得ることができるように行うものとする。
ただし、前任者の退任事由が定年である場合には、前任者の定年に達する日に先立ち手続を開始することができる。
8. 前項に定める選考手続について、死亡、辞職又は免職を事由とする場合は、以下に掲げる時点をもって開始することができる。
 - (1) 死亡 退任することとなる会員の死亡の確認
 - (2) 辞職 日本学術会議会則第9条第1項に基づく総会又は幹事会における可とする議決
 - (3) 免職 日本学術会議会則第10条第1項に基づく総会における可とする議決

定年又は任期満了により退任する会員の連携会員への就任について(抄)

平成18年6月22日
日本学術会議第18回幹事会申合せ

会員が定年又は任期満了により退任するに際しては、引き続き一般の連携会員として日本学術会議の活動に参画することが必要かつ適当と認められる場合が多いと考えられる。この場合、退任する会員を直ちに連携会員に就任させるためには、連携会員の通常の選考手続によることができず、特別の手続を必要とするので、当面、以下に定める要領に従って選考を行うものとする。

1. 会長は、定年又は任期満了により退任する会員を連携会員に任命するため、この者を連携会員候補者として選考委員会に推薦することができる。
2. 会長は、推薦に先立って、当該会員が所属する部を経由して、当該会員に対し連携会員への就任意思を確認するものとする。
3. 選考委員会は、審議・検討の上、連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。
4. 幹事会は、選考委員会から提出された名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。
5. 以上の手続によって任命される者の連携会員としての任期は、6年とする。